【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年11月21日

【中間会計期間】 第146期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社高知銀行

【英訳名】THE BANK OF KOCHI,LTD.【代表者の役職氏名】取締役頭取河合 祐子

【本店の所在の場所】 高知県高知市堺町2番24号

【電話番号】 高知(088)822-9311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営統括部長 植田 伸一 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町 3 丁目10番 7 号

株式会社高知銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3865-1781

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 髙橋 輝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社高知銀行東京支店

(東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)

株式会社高知銀行松山支店

(愛媛県松山市南堀端町5番地5)

株式会社高知銀行徳島支店

(徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)

株式会社高知銀行大阪支店

(大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)

株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注)松山支店、徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、 投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 2023年度中間 連結会計期間 | 2024年度中間 連結会計期間 | 2025年度中間 連結会計期間 | 2023年度 | 2024年度 |
|--------------------------|-----|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | (自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日) | (自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日) | (自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日) | (自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日) | (自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 11,438 | 12,276 | 13,620 | 22,990 | 23,479 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 980 | 1,418 | 705 | 1,952 | 1,224 |
| 親会社株主に帰属する 中間純利益 | 百万円 | 757 | 950 | 218 | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 百万円 | | | | 1,251 | 860 |
| 連結中間包括利益 | 百万円 | 1,000 | 846 | 1,698 | | |
| 連結包括利益 | 百万円 | | | | 2,638 | 7,388 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 58,483 | 60,899 | 55,676 | 61,961 | 54,158 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 1,127,622 | 1,151,503 | 1,162,081 | 1,142,308 | 1,153,492 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 4,778.10 | 5,008.98 | 4,469.01 | 5,115.28 | 4,347.89 |
| 1株当たり中間純利益 | 円 | 69.09 | 88.05 | 15.74 | | |
| 1株当たり当期純利益 | 田 | | | | 111.96 | 73.43 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 | 円 | 18.93 | 57.30 | 11.72 | | |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 円 | | | | 41.56 | 51.95 |
| 自己資本比率 | % | 4.89 | 4.99 | 4.48 | 5.13 | 4.39 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 32,868 | 21,013 | 20,005 | 22,071 | 25,860 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 4,017 | 9,563 | 25,626 | 5,936 | 6,279 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 17,545 | 215 | 180 | 17,707 | 413 |
| 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 | 百万円 | 53,863 | 73,814 | 88,506 | 62,580 | 94,306 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 746 [308] | 743 [302] | 744 [287] | 726 [308] | 721 [303] |

⁽注)自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第144期中 | 第145期中 | 第146期中 | 第144期 | 第145期 |
|--------------------------------|-----|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 決算年月 | | 2023年 9 月 | 2024年 9 月 | 2025年 9 月 | 2024年 3 月 | 2025年3月 |
| 経常収益 | 百万円 | 8,783 | 9,542 | 9,889 | 17,474 | 17,841 |
| 経常利益 | 百万円 | 922 | 1,282 | 570 | 1,617 | 1,059 |
| 中間純利益 | 百万円 | 742 | 903 | 177 | | |
| 当期純利益 | 百万円 | | | | 1,140 | 790 |
| 資本金 | 百万円 | 15,444 | 15,444 | 15,444 | 15,444 | 15,444 |
| 発行済株式総数 普通株式 第 2 種優先株式 | 千株 | 10,244 680 | 10,244 680 | 10,244 680 | 10,244 680 | 10,244 680 |
| 純資産額 | 百万円 | 53,075 | 55,129 | 49,747 | 56,230 | 48,325 |
| 総資産額 | 百万円 | 1,116,658 | 1,140,921 | 1,152,050 | 1,131,952 | 1,142,700 |
| 預金残高 | 百万円 | 1,023,118 | 1,018,740 | 1,016,680 | 1,029,036 | 999,797 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 749,230 | 740,451 | 735,821 | 750,734 | 748,907 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 295,082 | 306,589 | 310,658 | 298,667 | 283,632 |
| 1 株当たり配当額 普通株式 第 2 種優先株式 | 円 | 10.00 87.50 | 10.00 87.50 | 10.00 87.50 | 25.00 175.00 | 25.00 175.00 |
| 自己資本比率 | % | 4.75 | 4.82 | 4.31 | 4.96 | 4.22 |
| 従業員数 | 人 | 713 | 710 | 712 | 694 | 688 |

⁽注)自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間のわが国の経済は、アメリカの通商政策等による影響が一部にみられるなか、生産は横ばいとなり、個人消費は物価上昇により消費者マインドの改善に遅れがみられたものの持ち直しつつあります。また、公共投資は底堅く推移し、設備投資は持ち直しの動きが継続しており、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共投資は横ばい傾向が続いており、生産は一部に弱さがみられた ものの、設備投資は持ち直しの動きとなりました。また、個人消費は堅調に推移しており、雇用所得環境も改善し つつあり、全体としては緩やかな持ち直しの動きとなりました。

このような情勢の下、当中間連結会計期間における経営成績は次のとおりとなりました。

経常収益は、割賦収入や貸出金利息等の増加により、前年同期比13億43百万円増加して136億20百万円となりました。一方、経常費用は国債等債券償還損等が減少しましたが、割賦原価や預金利息、与信関連費用等の増加により、前年同期比20億55百万円増加して129億14百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比7億12百万円減少して7億5百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比7億31百万円減少して2億18百万円となりました。

当中間連結会計期間末における財政状態については、総資産は前連結会計年度末に比べ85億円増加して1兆 1,620億円となりました。また、純資産は前連結会計年度末に比べ15億円増加して556億円となりました。

譲渡性預金を含めた預金等は、個人預金、一般法人預金等が減少しましたが、公金預金が増加したことから、前連結会計年度末に比べ12億円増加して1兆328億円となりました。一方、貸出金は地方公共団体、運輸業・郵便業等が増加しましたが、製造業、金融業・保険業等が減少したことから、前連結会計年度末に比べ131億円減少して7,324億円となりました。また、有価証券はその他の証券、短期社債、国債等が増加したことから、前連結会計年度末に比べ270億円増加して3,109億円となりました。

なお、セグメント情報における経営成績については、銀行業務での経常収益は前中間連結会計期間比3億47百万円増加して98億88百万円、経常費用は同比10億61百万円増加して93億13百万円、セグメント損益は同比7億14百万円減少して5億75百万円の利益、セグメント資産は同比109億89百万円増加して1兆1,519億59百万円、セグメント負債は同比165億19百万円増加して1兆1,019億77百万円となりました。

リース業務での経常収益は前中間連結会計期間比10億4百万円増加して36億15百万円、経常費用は同比9億97百万円増加して34億82百万円、セグメント損益は同比7百万円増加して1億33百万円の利益、セグメント資産は同比10億55百万円減少して113億19百万円、セグメント負債は同比13億3百万円減少して65億17百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前中間連結会計期間比9百万円増加して1億95百万円、経常費用は同比14百万円増加して1億94百万円、セグメント損益は同比5百万円減少して0百万円の利益、セグメント資産は同比2億39百万円増加して32億90百万円、セグメント負債は同比1億78百万円増加して21億3百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は前中間連結会計期間比97百万円減少して64億36百万円となりました。これは、国内業務部門で同1億円減少して61億16百万円、国際業務部門で同3百万円増加して3億20百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は前中間連結会計期間比 1 億41百万円減少して 4 億82百万円となりました。これは国内業務部門で同 1 億41百万円減少して 4 億77百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は前中間連結会計期間比 2 億82百万円増加して 3 億54百万円となりました。これは、国内業務部門で同 1 億58百万円減少して 2 億50百万円、国際業務部門で同 4 億41百万円増加して 1 億 4 百万円となったことによるものであります。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|-------------------|-----------|---------|---------|-------------|
| 作 | <u> </u> | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前中間連結会計期間 | 6,217 | 316 | 6,533 |
| 貝並建州収入 | 当中間連結会計期間 | 6,116 | 320 | 6,436 |
| うち資金運用収益 | 前中間連結会計期間 | 6,423 | 337 | 9 6,752 |
| プラ貝亚座州収 皿 | 当中間連結会計期間 | 7,282 | 391 | 50 7,622 |
| うち資金調達費用 | 前中間連結会計期間 | 205 | 21 | 9 218 |
| フタ貝並嗣廷貸用 | 当中間連結会計期間 | 1,165 | 71 | 50 1,186 |
| 役務取引等収支 | 前中間連結会計期間 | 618 | 4 | 623 |
| 技術取り等収文 | 当中間連結会計期間 | 477 | 4 | 482 |
| うち役務取引等収益 | 前中間連結会計期間 | 1,346 | 7 | 1,354 |
| プロ区が私川寺が皿 | 当中間連結会計期間 | 1,217 | 7 | 1,225 |
| うち役務取引等費用 | 前中間連結会計期間 | 727 | 2 | 730 |
| プロ技術報刊寺員用 | 当中間連結会計期間 | 740 | 2 | 743 |
| その他業務収支 | 前中間連結会計期間 | 92 | 545 | 637 |
| ての他業務収支 | 当中間連結会計期間 | 250 | 104 | 354 |
| うちその他業務収益 | 前中間連結会計期間 | 3,131 | 0 | 3,132 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,579 | - | 3,579 |
| うちその他業務費用 | 前中間連結会計期間 | 3,223 | 546 | 3,770 |
| プラでの他未務員用 | 当中間連結会計期間 | 3,829 | 104 | 3,934 |

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
 - 2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
 - 3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 - 4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間1百万円) を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は前中間連結会計期間比 1 億29百万円減少して12億25百万円となりました。これは、国内業務部門で同 1 億29百万円減少して12億17百万円となったこと等によるものであります。

一方、役務取引等費用は前中間連結会計期間比12百万円増加して7億43百万円となりました。これは、国内業務部門で同12百万円増加して7億40百万円となったこと等によるものであります。

| 1 1 *5 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|-------------------------|-----------|---------|---------|---------|
| 種類 | 期別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 公 多四司签四分 | 前中間連結会計期間 | 1,346 | 7 | 1,354 |
| 役務取引等収益 | 当中間連結会計期間 | 1,217 | 7 | 1,225 |
| 二十四人 代山兴功 | 前中間連結会計期間 | 278 | - | 278 |
| うち預金・貸出業務 | 当中間連結会計期間 | 307 | - | 307 |
| こ ナ 为 ## *** 3 9 | 前中間連結会計期間 | 248 | 7 | 255 |
| うち為替業務 | 当中間連結会計期間 | 256 | 7 | 263 |
| うち証券関連業務 | 前中間連結会計期間 | 328 | - | 328 |
| | 当中間連結会計期間 | 208 | - | 208 |
| - 1 () TM 3K 7b | 前中間連結会計期間 | 11 | - | 11 |
| うち代理業務 | 当中間連結会計期間 | 12 | - | 12 |
| ¬ 上 /□ ★7∓ 10 | 前中間連結会計期間 | 6 | - | 6 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 当中間連結会計期間 | 6 | - | 6 |
| シナ 伊缸 米 数 | 前中間連結会計期間 | 12 | 0 | 12 |
| うち保証業務 | 当中間連結会計期間 | 9 | 0 | 9 |
| 役務取引等費用 | 前中間連結会計期間 | 727 | 2 | 730 |
| | 当中間連結会計期間 | 740 | 2 | 743 |
| ンナ 英 共 | 前中間連結会計期間 | 20 | 2 | 23 |
| うち為替業務 | 当中間連結会計期間 | 22 | 2 | 25 |

⁽注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

^{2.} 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況 該当事項はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

| 種類 | #8 51 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|----------------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 期別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 前中間連結会計期間 | 1,015,864 | 1,608 | 1,017,473 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,011,997 | 3,682 | 1,015,679 |
| ⇒ <i>十</i> 汝 新 仲 邳 今 | 前中間連結会計期間 | 583,510 | - | 583,510 |
| うち流動性預金 | 当中間連結会計期間 | 572,089 | - | 572,089 |
| うち定期性預金 | 前中間連結会計期間 | 429,137 | - | 429,137 |
| | 当中間連結会計期間 | 436,589 | - | 436,589 |
| うちその他 | 前中間連結会計期間 | 3,217 | 1,608 | 4,825 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,318 | 3,682 | 7,001 |
| 譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | 6,300 | - | 6,300 |
| | 当中間連結会計期間 | 17,200 | - | 17,200 |
| 総合計 | 前中間連結会計期間 | 1,022,164 | 1,608 | 1,023,773 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,029,197 | 3,682 | 1,032,879 |

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
 - 2.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 - 4. 連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

| 未悝別貝山仆凡(不 次 、1 | 前中間連結会詞 | 計期間 | 当中間連結会詞 | 当中間連結会計期間 | | |
|-----------------------|----------|--------|----------|-----------|--|--|
| 業種別 | 金 額(百万円) | 構成比(%) | 金 額(百万円) | 構成比(%) | | |
| 国内(除く特別国際金融取引勘定分) | 736,910 | 100.00 | 732,403 | 100.00 | | |
| 製造業 | 58,021 | 7.87 | 53,708 | 7.33 | | |
| 農業、林業 | 2,888 | 0.39 | 2,777 | 0.38 | | |
| 漁業 | 6,208 | 0.84 | 5,279 | 0.72 | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 615 | 0.08 | 553 | 0.08 | | |
| 建設業 | 37,975 | 5.15 | 38,762 | 5.29 | | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 29,169 | 3.96 | 28,203 | 3.85 | | |
| 情報通信業 | 8,656 | 1.18 | 7,754 | 1.06 | | |
| 運輸業、郵便業 | 20,372 | 2.76 | 28,715 | 3.92 | | |
| 卸売業、小売業 | 89,790 | 12.19 | 88,069 | 12.03 | | |
| 金融業、保険業 | 62,676 | 8.51 | 56,643 | 7.73 | | |
| 不動産業、物品賃貸業 | 112,906 | 15.32 | 115,322 | 15.75 | | |
| - - 各種サービス業 | 105,006 | 14.25 | 103,440 | 14.12 | | |
| 地方公共団体 | 83,403 | 11.32 | 83,629 | 11.42 | | |
| その他 | 119,219 | 16.18 | 119,543 | 16.32 | | |
| 特別国際金融取引勘定分 | - | - | - | - | | |
| 政府等 | - | - | - | - | | |
| 金融機関 | - | - | - | - | | |
| その他 | | - | - | - | | |
| 合計 | 736,910 | | 732,403 | | | |

⁽注)「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

預金の増加等により200億5百万円となりました。

(前中間連結会計期間比10億7百万円減少)

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の運用等により 256億26百万円となりました。

(前中間連結会計期間比160億62百万円減少)

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金の支払等により 1億80百万円となりました。

(前中間連結会計期間比35百万円増加)

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ58億円減少して885億6百万円となりました。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。また、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についても、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等(単体)

中期経営計画(2024年4月~2027年3月)の計画数値(KGI)は次のとおりであります。

| | 2024年3月期 | 2025年 3 月期 | 2025年 9 月期 | 2026年3月期 | 2027年3月期 |
|-------------------------|----------|----------------------------------|--------------------|----------|----------|
| | 実績 | 計画 実績 (計画達成率) | 実績 (計画進捗率) *1 | 計画 | 計画 |
| 総預金平均残高 | 10,272億円 | 10,600億円 10,313億円 (97.3%) | 10,495億円 (35.6%) | 10,900億円 | 11,100億円 |
| 貸出金平均残高 | 7,328億円 | 7,500億円 7,336億円 (97.8%) | 7,424億円 (35.2%) | 7,600億円 | 7,650億円 |
| 有価証券平均残高 | 2,968億円 | 3,100億円 3,115億円 (100.5%) | 3,180億円 (63.7%) | 3,300億円 | 3,500億円 |
| コア業務純益(投信解約損益を除く) | 1,631百万円 | 1,810百万円 2,088百万円 (115.3%) | 931百万円 (37.2%) | 2,500百万円 | 3,800百万円 |
| 当期純利益 | 1,140百万円 | 720百万円 790百万円 (109.7%) | 177百万円 (14.9%) | 1,190百万円 | 2,090百万円 |
| 顧客向けサービス業務純益 *2 | 1,068百万円 | 1,080百万円 1,074百万円 (100.4%) | 771百万円 (98.4%) | 760百万円 | 10百万円 |
| OHR (コア業務粗利益ベース) | 83.8% | 86.4% 84.3% (-) | 85.8% (-) | 82.8% | 75.9% |
| 自己資本比率 | 8.3% | 8.7% 8.8% (-) | 8.9% | 8.6% | 8.7% |
| R O E (当期純利益 / 株主資本) | 2.1% | 1.3% 1.4% (-) | 0.3% | 2.1% | 3.7% |

^{*1} 計画進捗率の定義は以下のとおりであります。

: 2026年3月期計画に対する2024年3月期実績からの進捗率

: 2026年3月期計画に対する実績の進捗率

*2 顧客向けサービス業務利益 = 貸出残高×預貸金利回り差 + 役務取引等利益 - 営業経費

当中間連結会計期間における進捗状況

2025年度中間期におけるKGIは、総預金平均残高については金利志向や投資意欲の高まりなどから計画を下回り、貸出金平均残高についても業種や地域ごとの資金需要の違いや渉外総活動時間の不足などから計画を下回りました。また、与信費用が一過性要因により増加したことなどから、収益関係数値も計画を下回りました。各種営業店事務の本部集中化やBPRにより業務効率化を推進するとともに、本年7月より導入した高知県内4区分化など渉外体制の見直し施策について、よりスピード感をもって推進し、地域の事業者さまや個人のお客さまへのソリューションを強化して地域経済の活性化に貢献するとともに、当行の業績についても挽回に努めてまいります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

| | 2025年 9 月30日 |
|------------------|--------------|
| 1.連結自己資本比率(2/3) | 9.09 |
| 2 . 連結における自己資本の額 | 574 |
| 3. リスク・アセットの額 | 6,320 |
| 4 . 連結総所要自己資本額 | 252 |

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

| | 2025年 9 月30日 |
|------------------|--------------|
| 1.自己資本比率(2/3) | 8.90 |
| 2 . 単体における自己資本の額 | 550 |
| 3. リスク・アセットの額 | 6,174 |
| 4 . 単体総所要自己資本額 | 246 |

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3.要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

| 連集の区 八 | 2024年 9 月30日 | 2025年 9 月30日 | |
|-------------------|--------------|--------------|--|
| 債権の区分 | 金額(億円) | 金額 (億円) | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 39 | 43 | |
| 危険債権 | 260 | 250 | |
| 要管理債権 | 16 | 7 | |
| 正常債権 | 7,267 | 7,205 | |

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|-----------|-------------|
| 普通株式 | 40,900,000 |
| 第 2 種優先株式 | 1,000,000 |
| 計 | 40,900,000 |

(注) 当行の発行可能株式総数は、普通株式40,900,000株、第2種優先株式1,000,000株であり、その合計は41,900,000株となりますが、発行可能株式総数は40,900,000株とする旨を定款に規定しております。

【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年9月30日) | 提 出 日 現 在 発行数(株) (2025年11月21日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|---------|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 10,244,800 | 10,244,800 | 東京証券取引所 スタンダード市場 | 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。 |
| 第2種優先株式 | 680,000 | 680,000 | 非上場 | (注)1 |
| 計 | 10,924,800 | 10,924,800 | | |

(注)1.第2種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(1) 第2種優先配当金の額

当銀行は、定款第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、年率1.75%を乗じて算出した額(ただし、当該基準日が属する事業年度の初日(2023年3月31日に終了する事業年度にあっては2023年3月15日。いずれにおいても同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの期間につき日割計算(1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。)により算出した額)の金銭(以下、「第2種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して下記(4)に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(4) 第2種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「第2種優先中間配当金」という。)を支払う。

(5) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主 および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相 当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由 があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。

第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

第2種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(7) 種類株主総会

当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2030年3月18日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、第2種優先株主に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第2種優先株主に対して交付するものとする。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第2種優先株式の取得と引換えに、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間につき当該事業年度における第2種優先配当金の額を日割計算(1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。)して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(9) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2033年3月16日(以下、「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第2種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。) の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(下記 に定義する。以下同じ。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。下限取得価額

下限取得価額は、505円とする(ただし、下記 による調整を受ける。)。

下限取得価額の調整

イ.第2種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式 (以下、「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後 下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、 その小数第1位を切り捨てる。

1 株 当 た り 交 付 普 通 払 込 金 株 式 数 既 発 行 普通株式数 1株当たりの時価 整 前 下限取得価額 下限取得価額 既発行普通株式数 + 交付普通株式数

()下限取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る 払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本において同じ。)その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

()下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本 ()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- ()当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.または下記口.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
 - 調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または 行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得 価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降、これを適用する。
- ()取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

()株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数(ただし、効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

- 口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、当銀行の取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される
- 八.()下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ 5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通 株式の毎日の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切 り捨てる。)とする。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調 整後下限取得価額は、本 に準じて調整する。
 - ()下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
 - ()下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. ()ないし()に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.および口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
 - ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たり払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日 以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合に は、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総 会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

合理的な措置

上記 および に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(11) 単元株式数

第2種優先株式の単元株式数は100株とする。

(12) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(13) その他

上記各号は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------|------------------------|-----------------------|--------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2025年 9 月30日 | - | 10,924 | - | 15,444 | - | 7,651 |

(5)【大株主の状況】 所有株式数別

2025年 9 月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------------------|-----------------------|---------------|-----------------------------------|
| 技研ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区神田東松下町17 | 1,596 | 14.67 |
| 高知銀行持株会 | 高知県高知市堺町2番24号 | 453 | 4.16 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号 | 284 | 2.61 |
| 株式会社ヨンキュウ | 愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235 | 208 | 1.91 |
| 四国総合信用株式会社 | 香川県高松市古新町1番地7 | 206 | 1.89 |
| 株式会社技研製作所 | 高知県高知市布師田3948番地 1 | 199 | 1.83 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 142 | 1.30 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目13番1号 | 110 | 1.01 |
| 株式会社豊和銀行 | 大分県大分市王子中町 4 番10号 | 102 | 0.94 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 東京都新宿区西新宿1丁目26番地1 | 95 | 0.87 |
| 計 | | 3,397 | 31.24 |

- (注) 1.上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 284千株
 - 2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、業績連動型株式報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託口)が所有する当行株式は含まれておりません。
 - 3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 4.発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有議決権数別

2025年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有議決権数 (個) | 総株主の議決権に対 する所有議決権数の 割合(%) |
|------------------------|-----------------------|---------------|---------------------------------|
| 技研ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区神田東松下町17 | 15,960 | 15.76 |
| 高知銀行持株会 | 高知県高知市堺町2番24号 | 4,530 | 4.47 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号 | 2,842 | 2.80 |
| 四国総合信用株式会社 | 香川県高松市古新町1番地7 | 2,063 | 2.03 |
| 株式会社技研製作所 | 高知県高知市布師田3948番地 1 | 1,697 | 1.67 |
| 株式会社ヨンキュウ | 愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235 | 1,580 | 1.56 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 1,424 | 1.40 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目13番1号 | 1,102 | 1.08 |
| 株式会社豊和銀行 | 大分県大分市王子中町 4 番10号 | 1,024 | 1.01 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 東京都新宿区西新宿1丁目26番地1 | 954 | 0.94 |
| 計 | | 33,176 | 32.77 |

- (注) 1.上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 2,842個
 - 2.上記 所有株式数別に記載している株式会社ヨンキュウ所有のうち50千株および株式会社技研製作所所有の うち30千株は第2種優先株式であり、議決権を有しておりません。なお、第2種優先株式の内容については、 「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
 - 3.総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---------|------------|----------|----------------------------|
| 無議決権株式 | 第2種優先株式 | 680,000 | - | (注)1 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 | 51,600 | - | 当行保有の普通株式 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 | 10,121,600 | 101,216 | (注)2 |
| 単元未満株式 | 普通株式 | 71,600 | - | 一単元 (100株) 未満の 株式 (注) 3 |
| 発行済株式総数 | | 10,924,800 | - | - |
| 総株主の議決権 | | - | 101,216 | - |

- (注) 1.第2種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
 - 2.「完全議決権株式(その他)」には、業績連動型株式報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当行株式53千株(議決権538個)が含まれております。なお、当該議決権の数538個は、議決権不行使となっております。
 - 3.「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が34株含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|------------|---------------|---------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| 株式会社高知銀行 | 高知県高知市堺町2番24号 | 51,600 | - | 51,600 | 0.47 |
| 計 | | 51,600 | - | 51,600 | 0.47 |

(注)業績連動型株式報酬制度導入のため設定した株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当行株式53千株は、上記自己株式に含まれておりません。

EDINET提出書類 株式会社高知銀行(E03664) 半期報告書

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2.当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

3.当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

4.当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9 月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、 有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

| | 前連結会計年度 (2025年 3 月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日) |
|----------------|---------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 4 95,757 | 4 91,257 |
| 金銭の信託 | 1,003 | 1,007 |
| 有価証券 | 1, 2, 4, 8 283,915 | 1, 2, 4, 8 310,946 |
| 貸出金 | 2, 3, 5 745,537 | 2, 3, 5 732,403 |
| 外国為替 | 2 705 | 2 865 |
| リース債権及びリース投資資産 | 6,630 | 6,520 |
| その他資産 | 2, 4 11,656 | 2, 4 11,050 |
| 有形固定資産 | 6, 7 15,669 | 6, 7 15,598 |
| 無形固定資産 | 713 | 717 |
| 退職給付に係る資産 | 656 | 762 |
| 繰延税金資産 | 1,698 | 1,551 |
| 支払承諾見返 | 2 1,794 | 2 2,061 |
| 貸倒引当金 | 12,245 | 12,661 |
| | 1,153,492 | 1,162,081 |
| | | |
| 預金 | 4 998,737 | 4 1,015,679 |
| 譲渡性預金 | 32,900 | 17,200 |
| 借用金 | 4 54,464 | 4 58,791 |
| 外国為替 | 2 | - |
| その他負債 | 4 9,187 | 4 10,434 |
| 賞与引当金 | 417 | 413 |
| 退職給付に係る負債 | 30 | 31 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 91 | 79 |
| 株式報酬引当金 | 61 | 29 |
| 繰延税金負債 | 135 | 125 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 6 1,512 | 6 1,557 |
| 支払承諾 | 1,794 | 2,061 |
| 負債の部合計 | 1,099,333 | 1,106,404 |
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 15,444 | 15,444 |
| 資本剰余金 | 10,307 | 10,291 |
| 利益剰余金 | 30,566 | 30,573 |
| 自己株式 | 206 | 131 |
| 株主資本合計 | 56,111 | 56,177 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,459 | 6,990 |
| 土地再評価差額金 | 6 3,134 | 6 3,089 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 112 | 104 |
| その他の包括利益累計額合計 | 5,437 | 4,005 |
| 新株予約権 | 28 | 2 |
| 非支配株主持分 | 3,456 | 3,501 |
| 純資産の部合計 | 54,158 | 55,676 |
| 負債及び純資産の部合計 | 1,153,492 | 1,162,081 |

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|---------------------------------------|--|--|
| 経常収益 | 12,276 | 13,620 |
| 資金運用収益 | 6,752 | 7,622 |
| (うち貸出金利息) | 4,849 | 5,371 |
| (うち有価証券利息配当金) | 1,843 | 2,064 |
| 役務取引等収益 | 1,354 | 1,225 |
| その他業務収益 | 3,132 | 3,579 |
| その他経常収益 | 1 1,038 | 1 1,192 |
| 経常費用 | 10,858 | 12,914 |
| 資金調達費用 | 218 | 1,187 |
| (うち預金利息) | 198 | 1,006 |
| 役務取引等費用 | 730 | 743 |
| その他業務費用 | 3,770 | 3,934 |
| 営業経費 | 2 5,908 | 2 5,965 |
| その他経常費用 | з 231 | з 1,083 |
| 経常利益 | 1,418 | 705 |
| 一 特別損失 | 33 | 61 |
| 固定資産処分損 | 2 | 61 |
| 減損損失 | 4 30 | - |
| | 1,385 | 644 |
| | 313 | 270 |
| 法人税等調整額 | 73 | 107 |
| | 387 | 377 |
| ————————————————————————————————————— | 997 | 266 |
| | 47 | 47 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 950 | 218 |

【中間連結包括利益計算書】

| | | (十四・日/ハコ) |
|----------------|--|--|
| | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日) |
| 中間純利益 | 997 | 266 |
| その他の包括利益 | 1,844 | 1,431 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,838 | 1,468 |
| 土地再評価差額金 | - | 44 |
| 退職給付に係る調整額 | 5 | 7 |
| 中間包括利益 | 846 | 1,698 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 864 | 1,650 |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | 17 | 47 |

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------------|--------|--------|--------|------|--------|--|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 15,444 | 10,307 | 30,067 | 169 | 55,648 | | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 212 | | 212 | | |
| 親会社株主に帰属する中間 純利益 | | | 950 | | 950 | | |
| 自己株式の取得 | | | | 0 | 0 | | |
| 自己株式の処分 | | - | | - | - | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 11 | | 11 | | |
| 株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額) | | | _ | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | 750 | 0 | 750 | | |
| 当中間期末残高 | 15,444 | 10,307 | 30,817 | 169 | 56,399 | | |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | | |
|---------------------------|------------------|--------------|------------------|-----------------------|----|-------|---------------|--|
| | その他有価証 券評価差額金 | 土地再評価差 額金 | 退職給付に係 る調整累計額 | その他の包括 利益累計額合 計 | | | 分 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 224 | 3,146 | 53 | 2,975 | 28 | 3,308 | 61,961 | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 212 | |
| 親会社株主に帰属する中間 純利益 | | | | | | | 950 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 0 | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | - | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | 11 | |
| 株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額) | 1,809 | 11 | 5 | 1,826 | - | 14 | 1,812 | |
| 当中間期変動額合計 | 1,809 | 11 | 5 | 1,826 | - | 14 | 1,062 | |
| 当中間期末残高 | 2,034 | 3,134 | 48 | 1,148 | 28 | 3,323 | 60,899 | |

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------------|--------|--------|--------|------|--------|--|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 15,444 | 10,307 | 30,566 | 206 | 56,111 | | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 211 | | 211 | | |
| 親会社株主に帰属する中間 純利益 | | | 218 | | 218 | | |
| 自己株式の取得 | | | | 0 | 0 | | |
| 自己株式の処分 | | 15 | | 75 | 59 | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 1 | | • | | |
| 株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | 15 | 6 | 75 | 66 | | |
| 当中間期末残高 | 15,444 | 10,291 | 30,573 | 131 | 56,177 | | |

| | | その他の包括 | 舌利益累計額 | | | | |
|---------------------------|------------------|--------------|------------------|-----------------------|-------|---------|--------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 土地再評価差 額金 | 退職給付に係 る調整累計額 | その他の包括 利益累計額合 計 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 8,459 | 3,134 | 112 | 5,437 | 28 | 3,456 | 54,158 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 211 |
| 親会社株主に帰属する中間 純利益 | | | | | | | 218 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 59 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額) | 1,469 | 44 | 7 | 1,432 | 25 | 45 | 1,451 |
| 当中間期変動額合計 | 1,469 | 44 | 7 | 1,432 | 25 | 45 | 1,517 |
| 当中間期末残高 | 6,990 | 3,089 | 104 | 4,005 | 2 | 3,501 | 55,676 |

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-----------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 1,385 | 644 |
| 減価償却費 | 456 | 415 |
| 減損損失 | 30 | - |
| 負ののれん償却額 | 8 | - |
| 貸倒引当金の増減() | 203 | 415 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 6 | 3 |
| 退職給付に係る資産の増減額(は増加) | 89 | 94 |
| 退職給付に係る負債の増減額(は減少) | 1 | 1 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減() | 3 | 11 |
| 株式報酬引当金の増減額(は減少) | 4 | 32 |
| 資金運用収益 | 6,752 | 7,622 |
| 資金調達費用 | 218 | 1,187 |
| 有価証券関係損益() | 131 | 185 |
| 金銭の信託の運用損益(は運用益) | 68 | 3 |
| 固定資産処分損益(は益) | 2 | 61 |
| 貸出金の純増()減 | 10,431 | 13,134 |
| 預金の純増減() | 10,350 | 16,942 |
| 譲渡性預金の純増減() | 5,800 | 15,700 |
| 借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 () | 8,527 | 4,327 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 | 708 | 1,300 |
| 外国為替(資産)の純増()減 | 279 | 160 |
| 外国為替(負債)の純増減() | 1 | 2 |
| リース債権及びリース投資資産の純増()減 | 191 | 85 |
| 資金運用による収入 | 6,955 | 7,465 |
| 資金調達による支出 | 138 | 754 |
| その他 | 6,044 | 1,092 |
| 小計 | 21,075 | 19,901 |
| | 61 | 104 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 21,013 | 20,005 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | 47,277 | 84,543 |
| 有価証券の売却による収入 | 21,769 | 10,678 |
| 有価証券の償還による収入 | 16,161 | 48,620 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 137 | 261 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 0 | 8 |
| 有形固定資産の除却による支出 | _ | 44 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 79 | 84 |
| といっている。 投資活動によるキャッシュ・フロー | 9,563 | 25,626 |

| | | (+12:17) |
|--------------------|--|--|
| | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 配当金の支払額 | 212 | 211 |
| 非支配株主への配当金の支払額 | 3 | 2 |
| 自己株式の取得による支出 | 0 | 0 |
| 自己株式の売却による収入 | - | 34 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 215 | 180 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 11,234 | 5,800 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 62,580 | 94,306 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 1 73,814 | 1 88,506 |

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社 4社

株式会社高銀ビジネス

オーシャンリース株式会社

株式会社高知カード

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社 2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合2号

株式会社地域商社こうち

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び その他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営 成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結子会社 2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合2号

株式会社地域商社こうち

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

4.会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の 非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均 法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:39年~50年その他:5年~10年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計

破綻先 :破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先:破綻先と同等の状況にある債務者

破綻懸念先:現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 :貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又

は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 :要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者

正常先:業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,280百万円(前連結会計年度末は2,373百万円)であります。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和 実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー 見積法)により計上しております。

上記 以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。

上記 以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率を もとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をも とに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分(遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先(特定地域の正常先)、それ以外の正常先)、要注意先は3区分(経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者(計画要注意先)、遠隔の特定地域の要注意先(特定地域の要注意先)、それ以外の要注意先)にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先、要管理先及び要注意先のうち計画要注意先は3年、それ以外の要注意先(特定地域の要注 意先を含む)及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払 戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(8)株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役(社外取締役を除く)への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については 給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであり ます。

過去勤務費用 : 発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法

により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

当行グループの顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による 役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行グループの履行義務が充足 されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準(貸手側)については、リース料受取時に売上 高と売上原価を計上する方法によっております。

(11)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 負ののれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(15)投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「その他業 務費用」中の国債等債券償還損にて計上しております。

(16) 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する連結会計年度に計上しております。

(17)外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2017年度より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1.取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2.信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度末において85百万円、89千株、当中間連結会計期間末において51百万円、53千株であります。

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|-------|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 株式 | 200百万円 | 200百万円 |
| 組合出資金 | 262百万円 | 257百万円 |

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|--------------------|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,557百万円 | 4,525百万円 |
| 危険債権額 | 26,491百万円 | 25,263百万円 |
| 要管理債権額 | 627百万円 | 778百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | 627百万円 | 778百万円 |
| 小計額 | 30,677百万円 | 30,566百万円 |
| 正常債権額 | 744,508百万円 | 729,746百万円 |
| 合計額 | 775,185百万円 | 760,313百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

| 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 | |
|--------------|--------------|--|
| (2025年3月31日) | (2025年9月30日) | |
| | | |

4.担保に供している資産は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|-------------------------|----------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 担保に供している資産 | | |
| 有価証券 | 87,743百万円 | 81,792百万円 |
| 計 | 87,743百万円 | 81,792百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | | |
| 預金 | 544百万円 | 463百万円 |
| 借用金 | 51,000百万円 | 56,000百万円 |
| その他負債 | 36百万円 | 16百万円 |
| 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次の | のものを差し入れております。 | |
| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 有価証券 | 6,931百万円 | 6,915百万円 |
| 現金預け金 | 18百万円 | 18百万円 |

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、敷金保証金及びその他の保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|-------------|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 中央清算機関差入証拠金 | 1,500百万円 | 1,500百万円 |
| 敷金保証金 | 255百万円 | 251百万円 |
| その他の保証金 | 1,017百万円 | 1,018百万円 |

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|--|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 融資未実行残高 | 177,836百万円 | 182,952百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) | 176,562百万円 | 180,835百万円 |

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6.土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の 帳簿価額の合計額との差額

| 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|--------------|--------------|
| (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| | |

7. 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|--------------|--------------|---------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| - 減価償却累計額 | 16,855百万円 | 16,997百万円 |

8.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

| 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|--------------|--------------|
| (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| | |

(中間連結損益計算書関係)

金銭の信託運用損

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

| 1. ての他経帯収益には、人のものを含かてありより。 | | |
|-----------------------------|--|--|
| | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
| 株式等売却益 | 814百万円 | 940百万円 |
| 償却債権取立益 | 19百万円 | 181百万円 |
| 金銭の信託運用益 | - | 3百万円 |
| 貸倒引当金戻入益 | 95百万円 | - |
| 2 . 営業経費には、次のものを含んでおります。 | | |
| | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
| 給料・手当 | 3,089百万円 | 3,145百万円 |
| 計算委託料 | 598百万円 | 602百万円 |
| 3 . その他経常費用には、次のものを含んでおります。 | | |
| | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 577百万円 |
| 株式等売却損 | 70百万円 | 228百万円 |
| 貸出金償却 | 8百万円 | 167百万円 |
| 株式等償却 | 24百万円 | 63百万円 |

4.営業キャッシュ・フローの減少、店舗統廃合の意思決定及び継続的な地価の下落等により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

68百万円

| | | | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|------|-------------|----|--|--|
| 地域 | <u>主な用途</u> | 種類 | <u>減損損失</u> | |
| 愛媛県内 | 営業店舗 | 土地 | 17百万円 | - |
| | | 建物 | 13百万円 | - |

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。また、連結子会社については各社を1つの資産グループとしております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当中間連結会計期間 増加株式数 | 当中間連結会計期間 減少株式数 | 当中間連結会計期間 末株式数 | 摘要 |
|---------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 10,244 | - | - | 10,244 | |
| 第2種優先株式 | 680 | - | - | 680 | |
| 合 計 | 10,924 | - | - | 10,924 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 125 | 0 | - | 125 | (注)1,2 |
| 合 計 | 125 | 0 | - | 125 | |

- (注) 1. 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式47千株が含まれております。
 - 2. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| | | 新株予約権の | 新株予約権の目的となる株式の数 | | 枚(株) | 当中間連結 | | |
|-----|------------|---------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------------|----|
| 区分 | 新株予約権の内訳 | 目的となる | 当連結会計 | 当中間連約 | 吉会計期間 | 当中間連結 | 会計期間末 残高 | 摘要 |
| | | 株式の種類 Tを期間 年度期間 | | 増加 | 減少 | 会計期間末 | (百万円) | |
| 当行 | ストック・オプション | | | | | | 28 | |
| ٦١٦ | としての新株予約権 | | | | | | 20 | |
| | 合 計 | | | | | | 28 | |

3.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------|---------|-----------------|------------------|--------------|--------------|
| 2024年 6 月25日 | 普通株式 | 152 | 15.00 | 2024年 3 月31日 | 2024年 6 月26日 |
| 定時株主総会 | 第2種優先株式 | 59 | 87.50 | 2024年 3 月31日 | 2024年 6 月26日 |

⁽注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2024年3月31日基準日:47千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決 議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------|-----------------|-----------------|-------|---------------------|--------------|------------|
| 2024年11月12日 | 普通株式 | 101 | 利益剰余金 | 10.00 | 2024年 9 月30日 | 2024年12月6日 |
| 取締役会 | 第2種優先株式 | 59 | 利益剰余金 | 87.50 | 2024年 9 月30日 | 2024年12月6日 |

⁽注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2024年9月30日基準日:47千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当中間連結会計期間 増加株式数 | 当中間連結会計期間 減少株式数 | 当中間連結会計期間 末株式数 | 摘要 |
|---------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 10,244 | - | - | 10,244 | |
| 第2種優先株式 | 680 | - | - | 680 | |
| 合 計 | 10,924 | - | - | 10,924 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 167 | 0 | 62 | 105 | (注)1,2 |
| 合 計 | 167 | 0 | 62 | 105 | |

- (注) 1. 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式53千株が含まれております。
 - 2.自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。また、減少株式数62千株は、株式交付信託の処分35千株、ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡26千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株子 | | 新株予約権の | 株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当中間連結 | | |
|-----|------------|-------------|-------------------|-------|-------|-------|-------------|----|
| 区分 | 新株予約権の内訳 | 目的となる 当連結会計 | | 当中間連絡 | 吉会計期間 | 当中間連結 | 会計期間末 残高 | 摘要 |
| | | 株式の種類 | 年度期首 増加 | | 減少 | 会計期間末 | (百万円) | |
| 当行 | ストック・オプション | | | | | | 2 | |
| =11 | としての新株予約権 | | | | | | 2 | |
| | 合 計 | | | | | | 2 | |

3.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決 議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------|---------|-----------------|------------------|--------------|--------------|
| 2025年 6 月25日 | 普通株式 | 152 | 15.00 | 2025年3月31日 | 2025年 6 月26日 |
| 定時株主総会 | 第2種優先株式 | 59 | 87.50 | 2025年 3 月31日 | 2025年 6 月26日 |

⁽注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2025年3月31日基準日:89千株)に対する配当金1百万円が含まれております。

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決 議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1 株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------|-----------------|-----------------|-------|------------------|--------------|--------------|
| 2025年11月11日 | 普通株式 | 101 | 利益剰余金 | 10.00 | 2025年 9 月30日 | 2025年12月 5 日 |
| 取締役会 | 第2種優先株式 | 59 | 利益剰余金 | 87.50 | 2025年 9 月30日 | 2025年12月5日 |

⁽注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2025年9月30日基準日:53千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

1.現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-----------|--|--|
| 現金預け金勘定 | 76,458百万円 | 91,257百万円 |
| 普通預け金 | 2,342百万円 | 2,436百万円 |
| 定期預け金 | 168百万円 | 168百万円 |
| その他預け金 | 133百万円 | 147百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 73,814百万円 | 88,506百万円 |

(リース取引関係)

(借手側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|------|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 1 年内 | 24 | 24 |
| 1 年超 | 285 | 272 |
| 合 計 | 310 | 297 |

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません((注 1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差額 |
|--------------|----------------|-----------|-------|
| (1) 金銭の信託 | 1,003 | 1,003 | - |
| (2) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | - | - | - |
| その他有価証券 | 281,630 | 281,630 | - |
| (3) 貸出金 | 745,537 | | |
| 貸倒引当金(* 1) | 11,839 | | |
| | 733,698 | 724,856 | 8,841 |
| 資産計 | 1,016,333 | 1,007,491 | 8,841 |
| (1) 預金 | 998,737 | 998,681 | 55 |
| (2) 譲渡性預金 | 32,900 | 32,900 | - |
| (3) 借用金 | 54,464 | 54,399 | 65 |
| 負債計 | 1,086,101 | 1,085,980 | 120 |

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間 (2025年9月30日)

| | | 中間連結貸借 対照表計上額 | 時 価 | 差額 |
|-----|-----------|------------------|-----------|-------|
| (1) | 金銭の信託 | 1,007 | 1,007 | - |
| (2) | 有価証券 | | | |
| | 満期保有目的の債券 | 11,262 | 11,150 | 112 |
| | その他有価証券 | 297,434 | 297,434 | - |
| (3) | 貸出金 | 732,403 | | |
| | 貸倒引当金(*1) | 12,223 | | |
| | | 720,180 | 711,371 | 8,809 |
| 資産詞 | † | 1,029,884 | 1,020,963 | 8,921 |
| (1) | 預金 | 1,015,679 | 1,015,451 | 228 |
| (2) | 譲渡性預金 | 17,200 | 17,200 | - |
| (3) | 借用金 | 58,791 | 58,746 | 44 |
| 負債詞 | † | 1,091,671 | 1,091,398 | 272 |

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)市場価格のない株式及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであ

り、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

| | | (112.17713) | |
|---------------|--------------|--------------|--|
| ∇ ↔ | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 | |
| 区分 | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) | |
| 非上場株式(*1)(*2) | 1,407 | 1,406 | |
| 組合出資金(*3) | 877 | 842 | |

- (*1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)前連結会計年度における非上場株式についての減損処理額はありません。 当中間連結会計期間における非上場株式についての減損処理額は0百万円であります。
- (*3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

| 区分 | 時価 | | | | | | |
|------------|--------|---------|--------|---------|--|--|--|
| <u>Б</u> Л | レベル 1 | レベル 2 | レベル3 | 合計 | | | |
| 金銭の信託 | - | 1,003 | - | 1,003 | | | |
| 有価証券 | | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | | |
| 国債・地方債等 | 21,972 | 2,938 | - | 24,910 | | | |
| 社債 | - | 171,740 | 13,629 | 185,370 | | | |
| 株式 | 16,041 | - | - | 16,041 | | | |
| その他 | 12,980 | 38,132 | 4,194 | 55,307 | | | |
| 資産計 | 50,995 | 213,814 | 17,824 | 282,634 | | | |

当中間連結会計期間 (2025年9月30日)

| N/A | 時価 | | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|--|--|--|
| 区分 | レベル1 | レベル 2 | レベル3 | 合計 | | | |
| 金銭の信託 | - | 1,007 | - | 1,007 | | | |
| 有価証券 | | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | | |
| 国債・地方債等 | 27,158 | 3,419 | - | 30,577 | | | |
| 社債 | - | 170,951 | 12,353 | 183,304 | | | |
| 株式 | 18,763 | - | - | 18,763 | | | |
| その他 | 13,809 | 45,536 | 5,443 | 64,789 | | | |
| 資産計 | 59,731 | 220,913 | 17,797 | 298,441 | | | |

(2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

| 区分 | 時価 | | | | | | |
|------------|------|-----------|---------|-----------|--|--|--|
| 区 刀 | レベル1 | レベル 2 | レベル3 | 合計 | | | |
| 有価証券 | | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - | - | | | |
| 社債 | - | - | - | - | | | |
| 貸出金 | - | - | 724,856 | 724,856 | | | |
| 資産計 | - | - | 724,856 | 724,856 | | | |
| 預金 | - | 998,681 | - | 998,681 | | | |
| 譲渡性預金 | - | 32,900 | - | 32,900 | | | |
| 借用金 | - | 54,399 | - | 54,399 | | | |
| 負債計 | - | 1,085,980 | - | 1,085,980 | | | |

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

| 区分 | 時価 | | | | | | |
|------------|------|-----------|---------|-----------|--|--|--|
| △ 刀 | レベル1 | レベル 2 | レベル3 | 合計 | | | |
| 有価証券 | | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | | | | |
| 国債・地方債等 | - | 947 | - | 947 | | | |
| 社債 | - | 10,202 | - | 10,202 | | | |
| 貸出金 | - | - | 711,371 | 711,371 | | | |
| 資産計 | - | 11,150 | 711,371 | 722,521 | | | |
| 預金 | - | 1,015,451 | - | 1,015,451 | | | |
| 譲渡性預金 | - | 17,200 | - | 17,200 | | | |
| 借用金 | - | 58,746 | - | 58,746 | | | |
| 負債計 | - | 1,091,398 | - | 1,091,398 | | | |

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル2に分類しております。

有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に 地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くこと等により、現在価値を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日 (連結決算日)における中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率、譲渡性預金はスワップ金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をスワップ金利及び同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2 の時価に分類しております。

(注2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

| 区分 | 評価技法 | 重要な観察できない インプット | インプットの範囲 | インプットの 加重平均 |
|---------|---------|--------------------|---------------|----------------|
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 社債 | | | | |
| 私募債 | 割引現在価値法 | 割引率 | 1.501% 4.561% | 1.717% |

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

| 区分 | 評価技法 | 重要な観察できない インプット | インプットの範囲 | インプットの 加重平均 |
|---------|---------|--------------------|-----------------|----------------|
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 社債 | | | | |
| 私募債 | 割引現在価値法 | 割引率 | 1.642% - 5.790% | 1.878% |

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期損益に認識した評価損益前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

| | 期首 残高 | 当期の損その他の | 益又は 包括利益 | 購入、売 却、発行 | レベル 3 の時価へ | レベル 3 の時価か | 期末残高 | 当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 |
|---------|----------|-------------------|-----------------------------|--------------|---------------|---------------|--------|-------------------------------------|
| | | 損益に 計上 (*1) | その他の 包括利益 に計上 (*2) | 及び決済 の純額 | の振替 | らの振替 | | 対照表日において保 有する金融資産及び 金融負債の評価損益 |
| 有価証券 | | | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | | | |
| 社債 | 16,062 | 30 | 73 | 2,390 | - | - | 13,629 | - |
| その他 | 4,227 | 15 | 17 | ı | - | - | 4,194 | - |

- (*1) 連結損益計算書に含まれております。
- (*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

| | 期首残高 | 当期の損 | 益又は 包括利益 | 購入、売 却、発行 | レベル 3 の時価へ | レベル 3 の時価か | 期末 残高 | 当期の損益に計上し た額のうち中間連結 |
|---------|--------|-------------------|-----------------------------|--------------|---------------|---------------|----------|---|
| | | 損益に 計上 (*1) | その他の 包括利益 に計上 (*2) | 及び決済 の純額 | の振替 | らの振替 | | 貸借対照表日におい て保有する金融資産 及び金融負債の評価 損益 |
| 有価証券 | | | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | | | |
| 社債 | 13,629 | 49 | 23 | 1,250 | - | - | 12,353 | - |
| その他 | 4,194 | 8 | 9 | 1,247 | - | - | 5,443 | - |

- (*1) 中間連結損益計算書に含まれております。
- (*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続に従い、各取引部門が時価を算定・検証しております。時価の 算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。ま た、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類 似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 割引率

割引率はスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で算定しております。

信用スプレッドは、格付別に過去の取引先の倒産実績をもとに算定した倒産確率を用いて算定しており、倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1.満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

| 的是相公计十及(2020年37101日兆日) | | | | | | |
|------------------------|-----|---------------------|-------------|-------------|--|--|
| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) | | |
| 時価が連結貸借対照 | 地方債 | - | - | - | | |
| 表計上額を超えるも | 社債 | - | - | - | | |
| 0 | 小計 | - | - | - | | |
| 時価が連結貸借対照 | 地方債 | - | - | - | | |
| 表計上額を超えないもの | 社債 | - | - | - | | |
| | 小計 | - | - | - | | |
| 合計 | | - | - | - | | |

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------|-----|-----------------------|-------------|-------------|
| 時価が中間連結貸借 | 地方債 | - | 1 | - |
| 対照表計上額を超え | 社債 | - | - | - |
| るもの | 小計 | - | - | - |
| 時価が中間連結貸借 | 地方債 | 962 | 947 | 14 |
| 対照表計上額を超え | 社債 | 10,300 | 10,202 | 97 |
| ないもの | 小計 | 11,262 | 11,150 | 112 |
| 合計 | | 11,262 | 11,150 | 112 |

2 . その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------|-------|---------------------|---------------|-------------|
| | 株式 | 11,912 | 6,898 | 5,014 |
| | 債券 | 8,737 | 8,524 | 213 |
| | 国債 | 3,106 | 3,029 | 76 |
| 連結貸借対照表計上 | 地方債 | 1,024 | 1,010 | 14 |
| 額が取得原価を超え | 短期社債 | - | - | - |
| るもの | 社債 | 4,607 | 4,484 | 122 |
| | その他 | 14,387 | 12,412 | 1,975 |
| | 外国債券 | 3,269 | 3,247 | 21 |
| | 小計 | 35,037 | 27,835 | 7,202 |
| | 株式 | 4,129 | 4,735 | 606 |
| | 債券 | 201,543 | 214,033 | 12,489 |
| | 国債 | 18,866 | 19,860 | 993 |
| 連結貸借対照表計上 | 地方債 | 1,913 | 2,000 | 86 |
| 額が取得原価を超え | 短期社債 | - | - | - |
| ないもの | 社債 | 180,762 | 192,173 | 11,410 |
| | その他 | 40,919 | 43,110 | 2,190 |
| | 外国債券 | 26,730 | 27,115 | 385 |
| | 小計 | 246,592 | 261,879 | 15,287 |
| 合 | 計 | 281,630 | 289,715 | 8,084 |

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------|------|-------------------|---------------|-------------|
| | 株式 | 16,392 | 9,692 | 6,699 |
| | 債券 | 7,711 | 7,538 | 173 |
| | 国債 | 3,080 | 3,023 | 56 |
| 中間連結貸借対照表 | 地方債 | 1,017 | 1,007 | 9 |
| 計上額が取得原価を | 短期社債 | - | - | - |
| 超えるもの | 社債 | 3,614 | 3,507 | 106 |
| | その他 | 24,054 | 21,170 | 2,883 |
| | 外国債券 | 7,824 | 7,725 | 98 |
| | 小計 | 48,157 | 38,400 | 9,756 |
| | 株式 | 2,370 | 2,587 | 216 |
| | 債券 | 206,170 | 221,007 | 14,836 |
| | 国債 | 24,078 | 25,300 | 1,222 |
| 中間連結貸借対照表 | 地方債 | 2,401 | 2,500 | 98 |
| 計上額が取得原価を | 短期社債 | 6,994 | 6,994 | 0 |
| 超えないもの | 社債 | 172,696 | 186,211 | 13,515 |
| | その他 | 40,735 | 42,027 | 1,292 |
| | 外国債券 | 30,322 | 30,750 | 428 |
| | 小計 | 249,276 | 265,622 | 16,345 |
| 合計 | | 297,434 | 304,023 | 6,588 |

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、212百万円(うち、株式212百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、49百万円(うち、社債49百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに次のとおり定めております。 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合

時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

(金銭の信託関係)

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 8,052 |
| その他有価証券 | 8,052 |
| その他の金銭の信託 | - |
| ()繰延税金負債 | 186 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 8,238 |
| () 非支配株主持分相当額 | 220 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 8,459 |

⁽注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券等に係る評価差額32百万円を含めております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 6,558 |
| その他有価証券 | 6,558 |
| その他の金銭の信託 | - |
| ()繰延税金負債 | 211 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 6,770 |
| () 非支配株主持分相当額 | 220 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 6,990 |

⁽注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券等に係る評価差額30百万円を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引 該当事項はありません。

(2)通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| | 通貨先物 | | | | |
| | - - 売建 | - | - | - | - |
| 金融商品 | 買建 | - | - | - | - |
| 取引所 | 通貨オプション | | | | |
| | - | - | - | - | - |
| | 買建 | - | - | - | - |
| | 通貨スワップ | - | - | - | - |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 3,785 | - | 4 | 4 |
| | 買建 | 178 | - | 2 | 2 |
| 作品 | 通貨オプション | | | | |
| 店頭 | - - 売建 | - | - | - | - |
| | 買建 | - | - | - | - |
| | その他 | | | | |
| | - | - | - | - | - |
| | 買建 | - | - | - | - |
| | 合計 | | | 1 | 1 |

⁽注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|---------|------------|----------------------------|-------------|---------------|
| | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | - | - | - | - |
| 金融商品 | 買建 | - | - | - | - |
| 取引所 | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | - | - | - | - |
| | 買建 | - | - | - | - |
| | 通貨スワップ | - | - | - | - |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 6,156 | - | 148 | 148 |
| | 買建 | 96 | - | 0 | 0 |
| 作品 | 通貨オプション | | | | |
| 店頭 | 売建 | - | - | - | - |
| | 買建 | - | - | - | - |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | - | - | - | - |
| | 買建 | - | - | - | - |
| | 合計 | | | 148 | 148 |

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
- (3)株式関連取引 該当事項はありません。
- (4)債券関連取引 該当事項はありません。
- (5)商品関連取引 該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 該当事項はありません。

2.ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

| | | 報告セク | ブメント | | | |
|-----------------|-------|-------|---------------|--------|-----|--------|
| | 銀行業 | リース業 | クレジット カード業 | 計 | その他 | 合計 |
| 預金・貸出業務 | 119 | - | - | 119 | - | 119 |
| 為替業務 | 255 | - | - | 255 | - | 255 |
| 証券関連業務 | 315 | - | - | 315 | - | 315 |
| その他 | 310 | - | 168 | 478 | - | 478 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,001 | - | 168 | 1,169 | - | 1,169 |
| その他の収益 | 8,518 | 2,572 | 16 | 11,107 | - | 11,107 |
| 外部顧客に対する経常収益(注) | 9,519 | 2,572 | 184 | 12,276 | 1 | 12,276 |

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

| | | 報告セグメント | | | | | |
|-----------------|-------|---------|---------------|--------|-----|--------|--|
| | 銀行業 | リース業 | クレジット カード業 | 計 | その他 | 合計 | |
| 預金・貸出業務 | 118 | - | - | 118 | - | 118 | |
| 為替業務 | 263 | - | - | 263 | - | 263 | |
| 証券関連業務 | 190 | - | - | 190 | - | 190 | |
| その他 | 259 | - | 177 | 436 | - | 436 | |
| 顧客との契約から生じる収益 | 831 | - | 177 | 1,008 | - | 1,008 | |
| その他の収益 | 9,027 | 3,568 | 16 | 12,613 | 1 | 12,611 | |
| 外部顧客に対する経常収益(注) | 9,858 | 3,568 | 194 | 13,621 | 1 | 13,620 | |

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っており、顧客との契約から生じる収益は主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。

預金・貸出業務

預金・貸出業務における主な収益は、口座振替手数料であり、振替の完了時点で履行義務が充足されると判断 しており、当該時点で収益を認識しております。

為替業務

為替業務における主な収益は、振込手数料であり、振込の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、 当該時点で収益を認識しております。

証券関連業務

証券業務における主な収益は、投信販売手数料及び投信取扱報酬手数料であり、投信販売手数料については、 顧客へ販売完了時点において履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、投信取扱報酬手数料については、各投資信託の決算時等に当行グループの取扱いに係る信託財産の純資産総額が確定したとき等に収益を認識しております。 (セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、連結子会社の株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

2.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

| | | 報告セク | | 中間連結 | | | |
|------------------------|-----------|--------|---------------|-----------|-------|-------------|--|
| | 銀行業 | リース業 | クレジット カード業 | 計 | 調整額 | 財務諸表 計上額 | |
| 経常収益 | | | | | | | |
| 外部顧客に対する経常収益 | 9,519 | 2,572 | 184 | 12,276 | - | 12,276 | |
| セグメント間の内部経常収益 | 22 | 38 | 1 | 61 | 61 | - | |
| 計 | 9,541 | 2,611 | 185 | 12,338 | 61 | 12,276 | |
| セグメント利益 | 1,289 | 126 | 6 | 1,422 | 3 | 1,418 | |
| セグメント資産 | 1,140,970 | 12,375 | 3,050 | 1,156,396 | 4,892 | 1,151,503 | |
| セグメント負債 | 1,085,457 | 7,820 | 1,925 | 1,095,203 | 4,599 | 1,090,603 | |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 408 | 40 | - | 448 | 7 | 456 | |
| 資金運用収益 | 6,739 | 15 | 13 | 6,769 | 17 | 6,752 | |
| 資金調達費用 | 209 | 24 | 0 | 233 | 14 | 218 | |
| 特別利益 | - | - | - | - | - | - | |
| 特別損失 | 33 | - | - | 33 | - | 33 | |
| (減損損失) | 30 | - | - | 30 | - | 30 | |
| 有形固定資産及び無形固定資産 の増加額 | 220 | - | - | 220 | 4 | 225 | |

- (注)1.一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 - 2.調整額は、次のとおりであります。
 - (1) セグメント利益の調整額 3百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
 - (2) セグメント資産の調整額 4,892百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (3) セグメント負債の調整額 4,599百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (4) 減価償却費の調整額7百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
 - (5) 資金運用収益の調整額 17百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (6) 資金調達費用の調整額 14百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (7) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。
 - 3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

| | | 報告セク | | 中間連結 | | |
|------------------------|-----------|--------|---------------|-----------|-------|-------------|
| | 銀行業 | リース業 | クレジット カード業 | 計 | 調整額 | 財務諸表 計上額 |
| 経常収益 | | | | | | |
| 外部顧客に対する経常収益 | 9,858 | 3,568 | 194 | 13,621 | 1 | 13,620 |
| セグメント間の内部経常収益 | 30 | 46 | 1 | 78 | 78 | - |
| 計 | 9,888 | 3,615 | 195 | 13,699 | 79 | 13,620 |
| セグメント利益 | 575 | 133 | 0 | 709 | 3 | 705 |
| セグメント資産 | 1,151,959 | 11,319 | 3,290 | 1,166,569 | 4,487 | 1,162,081 |
| セグメント負債 | 1,101,977 | 6,517 | 2,103 | 1,110,598 | 4,193 | 1,106,404 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 369 | 40 | - | 409 | 5 | 415 |
| 資金運用収益 | 7,611 | 16 | 12 | 7,640 | 17 | 7,622 |
| 資金調達費用 | 1,177 | 25 | 0 | 1,203 | 15 | 1,187 |
| 特別利益 | - | - | - | - | - | - |
| 特別損失 | 62 | 0 | - | 62 | 0 | 61 |
| (減損損失) | - | - | - | - | - | - |
| 有形固定資産及び無形固定資産 の増加額 | 400 | 0 | - | 400 | 12 | 412 |

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 - 2.調整額は、次のとおりであります。
 - (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 1百万円は、「リース業」の貸倒引当金戻入額であります。
 - (2) セグメント利益の調整額 3百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
 - (3) セグメント資産の調整額 4,487百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (4) セグメント負債の調整額 4,193百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (5) 減価償却費の調整額5百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
 - (6) 資金運用収益の調整額 17百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (7) 資金調達費用の調整額 15百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (8) 特別損失の調整額 0百万円は、グループ内のリース取引における固定資産処分損の増加額であります。
 - (9) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額12百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。
 - 3.セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

| | 貸出業務 | 有価証券 投資業務 | リース業務 | その他 | 合計 |
|------------------|-------|--------------|-------|-------|--------|
| 外部顧客に対する 経常収益 | 4,849 | 3,241 | 2,536 | 1,649 | 12,276 |

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

| | 貸出業務 | 有価証券 投資業務 | リース業務 | その他 | 合計 |
|------------------|-------|--------------|-------|-------|--------|
| 外部顧客に対する 経常収益 | 5,371 | 3,042 | 3,535 | 1,669 | 13,620 |

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

| | | 報告セク | ブメント | | = - 41 | A +1 |
|------|-----|------|---------------|----|--------|------|
| | 銀行業 | リース業 | クレジット カード業 | 計 | その他 | 合計 |
| 減損損失 | 30 | - | - | 30 | - | 30 |

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

| | | 7 - 41 | A ±1 | | | |
|------|-----|--------|---------------|---|-----|----|
| | 銀行業 | | クレジット カード業 | 計 | その他 | 合計 |
| 減損損失 | - | - | - | - | - | - |

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | A ±1 |
|---------|---------|------|---------------|-----|------|
| | 銀行業 | リース業 | クレジット カード業 | その他 | 合計 |
| 当中間期償却額 | - | 8 | - | - | 8 |
| 当中間期末残高 | - | 8 | - | - | 8 |

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

| | | 報告セグメント | | | |
|---------|-----|---------|---------------|-----|----|
| | 銀行業 | リース業 | クレジット カード業 | その他 | 合計 |
| 当中間期償却額 | - | - | - | - | - |
| 当中間期末残高 | - | - | - | - | - |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

| | 前連結会計年度 (2025年 3 月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日) |
|------------|---------------------------|-----------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | 4,347円89銭 | 4,469円01銭 |

- (注) 1.株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり純資産額の算定 上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当 該自己株式の当中間連結会計期間における株式数は53千株(前連結会計年度 89千株)であります。
 - 2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年9月30日) | |
|---------------------------------------|-------------------------|---------------------------|--------|
| 1 株当たり純資産額 | | | |
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 54,158 | 55,676 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 百万円 | 10,344 | 10,363 |
| (うち新株予約権) | 百万円 | 28 | 2 |
| (うち非支配株主持分) | 百万円 | 3,456 | 3,501 |
| (うち優先株式) | 百万円 | 6,800 | 6,800 |
| (うち優先配当額) | 百万円 | 59 | 59 |
| 普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 | 百万円 | 43,814 | 45,312 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数 | 千株 | 10,077 | 10,139 |

2.1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

| | | 前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|---|-----|--|--|
| (1) 1株当たり中間純利益 | 円 | 88.05 | 15.74 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 百万円 | 950 | 218 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | 59 | 59 |
| うち中間優先配当額 | 百万円 | 59 | 59 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 | 百万円 | 891 | 159 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 千株 | 10,119 | 10,103 |
| (2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益 | 円 | 57.30 | 11.72 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益調整額 | 百万円 | 59 | 59 |
| 普通株式増加数 | 千株 | 6,468 | 8,536 |
| うち優先株式 | 千株 | 6,439 | 8,521 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要 | | - | - |

EDINET提出書類 株式会社高知銀行(E03664) 半期報告書

(注)株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当中間連結会計期間において78千株(前中間連結会計期間47千株)であります。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

| | 前事業年度 (2025年 3 月31日) | 当中間会計期間 (2025年 9 月30日) |
|--------------|-------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 4 95,599 | 4 91,096 |
| 金銭の信託 | 1,003 | 1,007 |
| 有価証券 | 1, 2, 4, 6 283,632 | 1, 2, 4, 6 310,658 |
| 貸出金 | 2, 3, 5 748,907 | 2, 3, 5 735,821 |
| 外国為替 | 2 705 | 2 865 |
| その他資産 | 4,291 | 4,295 |
| その他の資産 | 2, 4 4,291 | 2, 44,295 |
| 有形固定資産 | 15,559 | 15,487 |
| 無形固定資産 | 670 | 682 |
| 前払年金費用 | 818 | 913 |
| 繰延税金資産 | 1,652 | 1,509 |
| 支払承諾見返 | 2 1,794 | 2 2,061 |
| 貸倒引当金 | 11,936 | 12,348 |
| 資産の部合計 | 1,142,700 | 1,152,050 |
| 負債の部 | | |
| 預金 | 4 999,797 | 4 1,016,680 |
| 譲渡性預金 | 32,900 | 17,200 |
| 借用金 | 4 51,376 | 4 56,378 |
| 外国為替 | 2 | - |
| その他負債 | 6,435 | 7,917 |
| 未払法人税等 | 91 | 238 |
| リース債務 | 30 | 15 |
| その他の負債 | 4 6,313 | 4 7,662 |
| 賞与引当金 | 403 | 399 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 91 | 79 |
| 株式報酬引当金 | 61 | 29 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,512 | 1,557 |
| 支払承諾 | 1,794 | 2,061 |
| 負債の部合計 | 1,094,374 | 1,102,302 |

| | | (+12:17) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| | 前事業年度 (2025年 3 月31日) | 当中間会計期間 (2025年9月30日) |
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 15,444 | 15,444 |
| 資本剰余金 | 10,309 | 10,294 |
| 資本準備金 | 7,651 | 7,651 |
| その他資本剰余金 | 2,658 | 2,643 |
| 利益剰余金 | 28,139 | 28,104 |
| 利益準備金 | 1,438 | 1,480 |
| その他利益剰余金 | 26,700 | 26,623 |
| 圧縮記帳積立金 | 237 | 234 |
| 繰越利益剰余金 | 26,463 | 26,389 |
| 自己株式 | 206 | 131 |
| 株主資本合計 | 53,686 | 53,711 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,523 | 7,056 |
| 土地再評価差額金 | 3,134 | 3,089 |
| 評価・換算差額等合計 | 5,389 | 3,967 |
| 新株予約権 | 28 | 2 |
| 純資産の部合計 | 48,325 | 49,747 |
| 負債及び純資産の部合計 | 1,142,700 | 1,152,050 |
| | | |

(単位:百万円)

570

62

508

214

116 331

177

(2)【中間損益計算書】

その他経常費用

法人税、住民税及び事業税

税引前中間純利益

法人税等調整額

法人税等合計

中間純利益

経常利益

特別損失

前中間会計期間 当中間会計期間 (自 2024年4月1日 (自 2025年4月1日 至 2024年9月30日) 至 2025年9月30日) 経常収益 9,542 9,889 資金運用収益 6,739 7,611 (うち貸出金利息) 4,854 5,379 (うち有価証券利息配当金) 1,825 2,045 役務取引等収益 1,191 1,060 その他業務収益 591 39 その他経常収益 1 1,020 1 1,178 8,259 9,318 経常費用 資金調達費用 209 1,177 1,006 (うち預金利息) 198 役務取引等費用 635 645 その他業務費用 1,414 606 2 5,765 2 5,805 営業経費 з 1,083 з 234

1,282

1,249

277

67

345

903

33

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

| | | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------------|--------|-------|--------------|---------|-------|-------------|-------------|--|--|
| | | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | 資本金 | | - 41.25 | 資本剰余金合計 | | その他利 | 益剰余金 | 제상 제소 지 성 제 성 제 소 소 소 소 소 と と と と と と と と と と と と と と | |
| | | | その他資本 剰余金 | | 利益準備金 | 圧縮記帳積 立金 | 繰越利益剰 余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 15,444 | 7,651 | 2,658 | 10,309 | 1,363 | 237 | 26,109 | 27,710 | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 42 | | 254 | 212 | |
| 中間純利益 | | | | | | | 903 | 903 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | - | - | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | - | - | - | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | 11 | 11 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | 42 | - | 661 | 703 | |
| 当中間期末残高 | 15,444 | 7,651 | 2,658 | 10,309 | 1,406 | 237 | 26,770 | 28,414 | |

| | 株主 | 株主資本 | | 平価・換算差額等 | | | |
|---------------------------|------|--------|----------------------|--------------|----------------|-------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価 証券評価差 額金 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 169 | 53,294 | 239 | 3,146 | 2,907 | 28 | 56,230 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 212 | | | | | 212 |
| 中間純利益 | | 903 | | | | | 903 |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 | | | | | 0 |
| 自己株式の処分 | - | - | | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | - | | | | | - |
| 土地再評価差額金の取崩 | | 11 | | | | | 11 |
| 株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額) | | | 1,792 | 11 | 1,804 | - | 1,804 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 703 | 1,792 | 11 | 1,804 | - | 1,101 |
| 当中間期末残高 | 169 | 53,998 | 2,032 | 3,134 | 1,102 | 28 | 55,129 |

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

| | | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------------|--------|-------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--|
| | | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | 資本金 | | スの仏容木 | 次士利人人 | | その他利 | 益剰余金 | 利益剰余金 | | |
| | 資 | | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | 圧縮記帳積 立金 | 繰越利益剰 余金 | 利益製水並 合計 | | | |
| 当期首残高 | 15,444 | 7,651 | 2,658 | 10,309 | 1,438 | 237 | 26,463 | 28,139 | | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 42 | | 254 | 211 | | |
| 中間純利益 | | | | | | | 177 | 177 | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 15 | 15 | | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | 3 | 3 | - | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | - | - | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | 15 | 15 | 42 | 3 | 73 | 34 | | |
| 当中間期末残高 | 15,444 | 7,651 | 2,643 | 10,294 | 1,480 | 234 | 26,389 | 28,104 | | |

| | 株主 | 株主資本 | | 平価・換算差額等 | | | |
|---------------------------|------|--------|----------------------|--------------|----------------|-------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価 証券評価差 額金 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 206 | 53,686 | 8,523 | 3,134 | 5,389 | 28 | 48,325 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 211 | | | | | 211 |
| 中間純利益 | | 177 | | | | | 177 |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 | | | | | 0 |
| 自己株式の処分 | 75 | 59 | | | | | 59 |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | - | | | | | - |
| 土地再評価差額金の取崩 | | - | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額) | | | 1,466 | 44 | 1,422 | 25 | 1,396 |
| 当中間期変動額合計 | 75 | 25 | 1,466 | 44 | 1,422 | 25 | 1,421 |
| 当中間期末残高 | 131 | 53,711 | 7,056 | 3,089 | 3,967 | 2 | 49,747 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、 時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:39年~50年 その他:5年~10年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 . 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 :破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先:破綻先と同等の状況にある債務者

破綻懸念先:現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 :貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又

は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者

正常先 : 業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,280百万円(前事業年度末は2,373百万円)であります。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和 実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー 見積法)により計上しております。 上記 以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。

上記 以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率を もとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をも とに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分(遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先(特定地域の正常先)、それ以外の正常先)、要注意先は3区分(経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者(計画要注意先)、遠隔の特定地域の要注意先(特定地域の要注意先)、それ以外の要注意先)にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先、要管理先及び要注意先のうち計画要注意先は3年、それ以外の要注意先(特定地域の要注 意先を含む)及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払 戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5)株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役(社外取締役を除く)への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行の履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

7.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

EDINET提出書類 株式会社高知銀行(E03664) 半期報告書

(3)投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「その他業 務費用」中の国債等債券償還損にて計上しております。

(4)株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する事業年度に計上しております。

(5)外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

中間連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1. 関係会社の株式及び出資金の総額

| | 前事業年度 (2025年 3 月31日) | 当中間会計期間 (2025年9月30日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| - 株式 | 518百万円 | 518百万円 |
| 組合出資金 | 506百万円 | 495百万円 |

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

| | 前事業年度 | 当中間会計期間 |
|--------------------|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,342百万円 | 4,320百万円 |
| 危険債権額 | 26,236百万円 | 25,003百万円 |
| 要管理債権額 | 627百万円 | 778百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | 627百万円 | 778百万円 |
| 小計額 | 30,206百万円 | 30,102百万円 |
| 正常債権額 | 734,560百万円 | 720,575百万円 |
| 合計額 | 764,766百万円 | 750,677百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

| - | 前事業年度 | 当中間会計期間 |
|---|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| | 1,961百万円 | |

4.担保に供している資産は次のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当中間会計期間 |
|--------------------------------------|--------------|--------------|
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 担保に供している資産 | | |
| 有価証券 | 87,743百万円 | 81,792百万円 |
| 計 | 87,743百万円 | 81,792百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | | |
| 預金 | 544百万円 | 463百万円 |
| 借用金 | 51,000百万円 | 56,000百万円 |
| その他の負債 | 36百万円 | 16百万円 |
| 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。 | | |
| | 前事業年度 | 当中間会計期間 |
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 有価証券 | 6,931百万円 | 6,915百万円 |
| 現金預け金 | 18百万円 | 18百万円 |

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金、敷金保証金及びその他の保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中間会計期間 (2025年 9 月30日) |
|-------------|-----------------------|---------------------------|
| 中央清算機関差入証拠金 | 1,500百万円 | 1,500百万円 |
| 敷金保証金 | 242百万円 | 238百万円 |
| その他の保証金 | 1,015百万円 | 1,016百万円 |

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2025年 3 月31日) | 当中間会計期間 (2025年9月30日) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| | 179,564百万円 | 185,803百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) | 178,291百万円 | 183,686百万円 |

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

| 前事業年度 | 当中間会計期間 |
|------------------|--------------|
| (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 13,830百万円 | |

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

| | 前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-----------------------------|--|--|
| 株式等売却益 | 814百万円 | 940百万円 |
| 償却債権取立益 | 19百万円 | 181百万円 |
| 金銭の信託運用益 | - | 3百万円 |
| 貸倒引当金戻入益 | 89百万円 | - |
| 2 .減価償却実施額は次のとおりであります。 | | |
| | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
| 有形固定資産 | 357百万円 | 292百万円 |
| 無形固定資產 | 48百万円 | 72百万円 |
| 3 . その他経常費用には、次のものを含んでおります。 | | |
| | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 572百万円 |
| 株式等売却損 | 70百万円 | 228百万円 |
| 貸出金償却 | 8百万円 | 167百万円 |
| 株式等償却 | 29百万円 | 68百万円 |
| 金銭の信託運用損 | 68百万円 | - |

(有価証券関係)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注)市場価格のない子会社株式等及び関連会社株式等の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

| | | (+12,111) |
|-------------|--------------|--------------|
| | 前事業年度 | 当中間会計期間 |
| | (2025年3月31日) | (2025年9月30日) |
| 子会社株式及び出資金 | 1,025 | 1,014 |
| 関連会社株式及び出資金 | - | 1 |
| 合計 | 1,025 | 1,014 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

2025年11月11日開催の取締役会において、第146期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(普通株式)

中間配当金額101百万円1株当たりの中間配当金10円00銭

(第2種優先株式)

中間配当金額 59百万円 1 株当たりの中間配当金 87円50銭

EDINET提出書類 株式会社高知銀行(E03664) 半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社高知銀行 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西芳範

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不 確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事 項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査 証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性が ある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務 諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示 しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間 連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガード を適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社高知銀行 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉

指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表 の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に 関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガード を適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。